

令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」  
対象森林率調査（現地調査業務）（近畿ブロック）仕様書

1 件名

令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（現地調査業務）（近畿ブロック）

2 事業目的

我が国は、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、2030年度に約38百万t-CO<sub>2</sub>の森林吸収量を確保する目標を掲げている。森林吸収量の計上対象となる森林は、「森林経営」が行われている森林に限定されており、育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に森林施業が行われた森林が該当する。

本業務は、育成林のうち、「森林経営」が行われている森林の割合（以下「FM率」という。）を現地調査により把握することを主な目的とする。

3 調査対象箇所

調査対象箇所数156点（うち現地調査101点、机上調査55点）で、具体的な調査箇所の所在市町村は別紙1（私有林）及び別紙2（国有林）のとおりとする。

ただし、調査対象箇所数については、後述の「4 事業内容（1）」の結果、森林所有者の許諾が得られない場合やその他の事情により調査に支障がある場合は、林野庁担当者と協議の上、変更があり得るものとする。

調査対象箇所の詳細な位置情報は、林野庁から別途提供する（新規調査箇所は紙図面（一部GISデータあり）、再調査箇所はGISデータ（一部紙データあり））。現地調査における位置精度を維持するため、受託者は調査箇所ごとに、これらの情報から小班界と等高線等が入った地図データを準備し、調査機材にインストールして現地調査の際に使用することが望ましい。

4 事業内容

事業内容は以下の（1）から（5）に記載のとおりとする。

なお、事業の実施においては、林野庁担当者のほか、別途林野庁が発注を予定している令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）受託者（以下「指導取りまとめ事業者」という。）と十分に打合せ等を行い、受けた指導・助言に基づき調査結果の精度を確保する。

（1）森林所有者への通知、許諾の取得

私有林の現地調査に当たっては、林野庁より別途提供する森林所有者情報及び過年度業務において取得した許諾の意志を示した文書（以下「回答書」という。）により調査箇所の許諾の有無を確認すること。

森林所有者情報があり、かつ、回答書が確認できる場合は、あらかじめ森林所有者に対して調査実施に関する事前通知並びに近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し、調査許諾を得るとともにアンケート結果の集計を行うこと。事前通知の結果、譲渡・相続等により森林所有者等が変更にな

っていることが判明した場合は、新たに森林所有者の把握、許諾等の手続きを行うこと。森林所有者の把握に当たっては、必要に応じて登記情報等を確認する。

なお、森林所有者の許諾取得及び近年の施業実施状況等の確認は原則として文書により行うこと。特に、調査対象箇所が分収造林地等森林所有者と森林の土地の所有者が一致しない場合は、森林の土地の所有者と森林所有者双方の許諾が必要となることに留意すること。

また、都道府県有林、市町村有林、国有林等において必要がある場合には、改めて入林許可を得るほか、必要に応じて林道通行許可を取得すること。

森林所有者へ送付する事前通知及び回答書等の様式については、林野庁より別途提示する。

許諾及び入林許可等については事前に取得することとし、許諾及び必要な入林許可等を得ずに現地調査を先行して実施してはならない。また、現地調査の際には、許諾及び入林許可等の写しを携行すること。

## (2) 民有林に関する調査

### ア 現地調査の実施

調査対象箇所における森林施業の実施状況が適切に把握できるよう、施業痕跡、Ry（収量比数）等に関する調査<sup>\*</sup>を実施する（「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査現地調査マニュアル」（以下「調査マニュアル」という。）を参照のこと。）。

※主な調査内容は次のとおり（詳細は調査マニュアル参照のこと。）

- ①1990年以降の施業痕跡の状況確認（施業の有無、確認された施業種、施業痕跡の実施時期、伐根の腐朽度・年輪の計測（年輪断面が腐朽しているなど、明確な計測が困難であるような場合には、鋸等で伐採断面を切断しなおして新たに断面を作って計測する。））
  - ②現況把握（地形、林内環境、植栽木の状況）
  - ③標準地調査（水平投影面積0.04haの円形プロットを対象小班内に1か所設置し、プロット内立木について、樹種、本数（区画別）、胸高直径（標準木20本）、樹高（標準木20本）を調査する。）
  - ④写真撮影（林相、伐根の状況を含む施業痕跡、プロット、駐車地点、所有者報告用）
  - ⑤到達経路の記録（現地でGPSにより記録（shape形式（ポイントデータ）））
- なお、①で痕跡が確認できなかった場合は、③を省略することができる。

### イ 調査結果の提出

アの調査結果については、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和6年11月1日までに提出することとする（履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること。）。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和6年11月15日（厳守）までに行うこととする（外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前

に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること）。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合はこれに従うこと。

### (3) 国有林に関する調査

#### ア 施業履歴の収集と分析・現地調査の実施

調査対象箇所における森林施業の実施状況を適切に把握するため、小班ごとの施業履歴データ等を活用した机上調査を実施するとともに、調査結果の精度検証のため、施業痕跡、Ry等に関する現地調査を実施する（現地調査内容は、民有林に関する調査と同じ。詳細は調査マニュアルを参照のこと。）。この際、受託者は、机上調査で使用する「小班実行管理リスト（国有林の小班ごとに施業実績等を整理した一覧）」データを、林野庁経営企画課担当部署から借用すること。

なお、現地調査に当たっては、事前に所管する森林管理署等と調整を図るものとする。

#### イ 調査結果の提出

アの調査結果については、机上調査のとりまとめ結果、現地調査野帳のPDFデータ・Excelデータ、写真データ、GPSログデータ等の形で整理し、指導取りまとめ事業者からの指示に基づき提出すること。調査結果の指導取りまとめ事業者への提出は、現地調査が終了した分から順次行うこととし、調査対象箇所数の7割に相当する調査結果を令和6年11月1日までに提出することとする（履行が困難と見込まれる場合は、指導取りまとめ事業者及び林野庁担当者へあらかじめ報告すること。）。全調査対象箇所の調査結果の提出は令和6年11月15日（厳守）までに行うこととする（外的要因等やむを得ない理由により当該期日までの提出が困難と見込まれる場合は、事前に指導取りまとめ事業者に相談の上、林野庁担当者に書面をもって報告し了解を得ること）。

なお、調査結果の提出後、指導取りまとめ事業者による確認の結果、再調査等の指示があった場合は、これに従うこと。

### (4) 調査の品質管理

本業務の実行体制としては、技術士（林業分野）又は林業技士の資格保持者（以下「資格保持者」という。）を1名以上配置することとし、森林・林業に関する調査の知識や経験が少ない者を調査員として従事させる場合は、資格保持者がOJT等の研修を実施し、調査に必要な技術や経験を習得させた上で、従事させること。また、調査結果の誤りを少なくするため、指導取りまとめ事業者へ調査結果を提出する前に、内部でのチェック体制を設けること。

調査の実施に当たっては、調査結果の品質及び精度を確保するため、指導取りまとめ事業者が開催する講習会（座学講習及び実技講習をいう。以下同じ。）に調査員を参加させ、指導・助言を受けること。ただし、過去3年間において本業務を受託した実績がある場合は、座学講習の受講を省略することができる。なお、講習会等への参加経費は、本業務に含むものとする。

指導取りまとめ業務において、指導取りまとめ事業者に対し、全国の現地調査対象箇所のうち5%以上を抽出し、調査結果の現地検証及び同行調査を求めることと

している。このため、これに応じるとともに、指導取りまとめ事業者の指導・助言は真摯に受け止め、調査の精度向上に努めること。

講習会、調査結果の現地検証及び同行調査（過年度実施を含む）により指導取りまとめ事業者から調査に必要な技術や経験の不足を指摘された者については、資格保持者がOJT等の研修を実施し、調査結果の品質を確保するために必要な技術や経験を習得させた上で、調査に従事させること。

調査に使用する機材は、以下の表に示した性能を満たすもの又は同等の性能を満たすものを調達し、指導取りまとめ事業者の確認を受けるとともに、機材の使用方法及び調査方法の指導を受けるなど、調査精度を高める取組を行うこと。なお、樹高計測器の使用に当たっては、測定精度を確認し、結果について品質登録カード（林野庁が定める様式）に記載し、現地調査実施前までに指導取りまとめ事業者へ提出すること。

表 調査機材

機材の種類（品名）	要求する性能等
GPS	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置精度：3.0m 2D-RMS 程度</li> <li>感度：トラッキング時 -165dBm、捕捉時 -148dBm 程度</li> </ul>
PDA	<ul style="list-style-type: none"> <li>GPS 受信機との Bluetooth 接続が可能</li> <li>ナビゲーションソフトが動作し、GPS 受信機により取得したログを記録できるもの</li> </ul>
PDA用ナビゲーションソフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動経路をシェープファイル（ポイント）として出力し保存可能なもの</li> <li>シェープファイル以外のデータを変換して、シェープファイルとする場合は、他に GPX ファイルデータも同時に提出すること</li> </ul>
直径割巻尺	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 mm 単位で計測可能なもの</li> </ul>
樹高計測器	<ul style="list-style-type: none"> <li>超音波式で樹高、斜距離、水平距離が測定可能なもの（トランスポンダー（応答器）とセットで使用）</li> </ul>

※GPS、PDA、PDA用ナビゲーションソフトは、一体型のGPSシステムを使用しても構わない。その場合、シェープファイル及びGPXファイルとして出力したデータを指導取りまとめ事業者へ提出すること。

#### （5）森林所有者への調査結果の通知

指導取りまとめ事業者からの指示に基づき、森林所有者へ調査結果を発送すること。また、（1）で事前通知したにもかかわらず、諸般の事由により調査できなかった箇所（箇所）の森林所有者等に対して、調査できなかった旨の通知を発送すること。なお、事前通知の際に調査実施の許諾を得られなかった所有者に対しては、通知を発送する必要はない。

#### 5 事業実施期間

委託契約締結日 ～ 令和7年1月31日

#### 6 成果品

成果品について、令和7年1月31日までに下記のとおり納入すること。納入する電

磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

- (1) 納入物品
  - 調査報告書 2部
  - 電磁記録媒体資料 1部
  - ※電磁記録媒体資料の内容
    - ・調査報告書
    - ・調査箇所に関する情報及び森林所有者情報を更新した調査箇所一覧表
    - ・調査手続書類（回答書、施業実施状況等アンケート、入林許可書、林道通行許可書等。ID番号毎に整理すること）の写し  
（3の（2）イ及び（3）イで指導取りまとめ事業者に提出した調査結果の掲載は不要とする。）
- (2) 納入場所
  - 林野庁森林整備部森林利用課 森林吸収源推進班  
（調査報告書 1部 電磁記録媒体資料 1部）
  - 国有林野部経営企画課 経営計画班  
（調査報告書 1部）

## 7 資料閲覧等

本業務の実施に参考となる下記資料については、林野庁HPにて閲覧することが可能である（[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin\\_riyou/ondanka/ondanka\\_zigyo.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/ondanka_zigyo.html)）。

- ・過年度における本事業調査報告書
- ・調査マニュアル

## 8 その他

- (1) 受託者は業務の進行状況等を管理し、指導取りまとめ事業者に定期的に報告するほか、林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者の求めに応じて随時報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するため、林野庁担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。
- (3) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官に承認を得るものとする。
- (5) 受託者は、支出負担行為担当官 林野庁長官の承認を受け、本事業を第三者に再委託する場合には、本業務を通じて知り得た事項の情報の取扱いに関して必要且つ適切な監督を行い、（3）の規定による受託者に対する義務を当該第三者に約させなければならない。
- (6) 本仕様書に明示されていない事項で、業務の目的を達成するために必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- (7) 受託者は、契約後、現地調査開始前に、現地調査における実施体制図及び安全管理体制図（緊急連絡先を明記）を林野庁担当者及び指導取りまとめ事業者に提出すること。なお、実施体制図には総括責任者、現地調査従事者及び調査結果取りまと

め責任者を記載すること。資格保持者については、その旨を実施体制図に記載し、資格を証する書類を添付すること。

- (8) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細等の算定根拠書類を確認する。
- (9) 受託者は、本業務の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律49号）
  - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
  - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
  - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
  - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
  - ・森林法（昭和26年法律第249号）
- (10) 受託者は本業務の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。
- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
  - イ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。
  - ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
  - エ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
  - オ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

※昨年度調査内容との変更点

1. 1990年以降の施業痕跡が確認できなかった調査箇所は、標準地調査を省略することができる。  
(該当箇所：4 事業内容 (2) 民有林に関する調査 ア 現地調査の実施)
2. 森林所有者に対し、調査実施の事前通知を行う際、併せて近年の施業実施状況及び今後の施業実施の意向に関するアンケートを送付し集計する。  
(該当箇所：4 事業内容 (1) 森林所有者への通知、許諾の取得)

別紙1 民有林調査箇所  
 現地調査  
 調査プロット

No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
1	近畿	24三重県	伊賀	伊賀市
2	近畿	24三重県	伊賀	伊賀市
3	近畿	24三重県	伊賀	伊賀市
4	近畿	24三重県	北伊勢	亀山市
5	近畿	24三重県	北伊勢	いなべ市
6	近畿	24三重県	北伊勢	亀山市
7	近畿	24三重県	北伊勢	津市
8	近畿	24三重県	北伊勢	亀山市
9	近畿	24三重県	南伊勢	度会郡玉城町
10	近畿	24三重県	南伊勢	度会郡度会町
11	近畿	24三重県	南伊勢	松阪市
12	近畿	24三重県	南伊勢	度会郡大紀町
13	近畿	24三重県	南伊勢	伊勢市
14	近畿	24三重県	南伊勢	松阪市
15	近畿	24三重県	尾鷲熊野	南牟婁郡紀宝町
16	近畿	24三重県	尾鷲熊野	尾鷲市
17	近畿	25滋賀県	湖北	長浜市
18	近畿	25滋賀県	湖南	甲賀市
19	近畿	25滋賀県	湖南	蒲生郡日野町
20	近畿	26京都府	由良川	舞鶴市
21	近畿	26京都府	由良川	綾部市
22	近畿	26京都府	由良川	与謝郡伊根町
23	近畿	26京都府	淀川上流	京都市左京区
24	近畿	26京都府	淀川上流	京都市右京区
25	近畿	27大阪府	大阪	豊能郡豊能町
26	近畿	27大阪府	大阪	高槻市
27	近畿	27大阪府	大阪	泉南市
28	近畿	27大阪府	大阪	泉南郡岬町
29	近畿	27大阪府	大阪	茨木市
30	近畿	28兵庫県	加古川	丹波篠山市
31	近畿	28兵庫県	加古川	川辺郡猪名川町
32	近畿	28兵庫県	加古川	丹波篠山市
33	近畿	28兵庫県	加古川	丹波篠山市
34	近畿	28兵庫県	加古川	丹波篠山市
35	近畿	28兵庫県	加古川	丹波市
36	近畿	28兵庫県	揖保川	宍粟市
37	近畿	28兵庫県	揖保川	神崎郡市川町
38	近畿	28兵庫県	揖保川	神崎郡神河町
39	近畿	28兵庫県	揖保川	神崎郡市川町
40	近畿	28兵庫県	揖保川	神崎郡神河町
41	近畿	28兵庫県	揖保川	佐用郡佐用町
42	近畿	28兵庫県	揖保川	佐用郡佐用町
43	近畿	28兵庫県	揖保川	宍粟市
44	近畿	28兵庫県	揖保川	佐用郡佐用町
45	近畿	28兵庫県	揖保川	姫路市
46	近畿	28兵庫県	揖保川	神崎郡神河町
47	近畿	28兵庫県	揖保川	たつの市
48	近畿	28兵庫県	揖保川	姫路市
49	近畿	28兵庫県	円山川	美方郡香美町
50	近畿	28兵庫県	円山川	美方郡新温泉町
51	近畿	28兵庫県	円山川	豊岡市
52	近畿	28兵庫県	円山川	美方郡新温泉町
53	近畿	28兵庫県	円山川	豊岡市
54	近畿	28兵庫県	円山川	美方郡新温泉町
55	近畿	28兵庫県	円山川	美方郡香美町
56	近畿	28兵庫県	円山川	豊岡市
57	近畿	28兵庫県	円山川	朝来市
58	近畿	28兵庫県	円山川	豊岡市



No.	調査ブロック	都道府県	森林計画区	市町村名
59	近畿	28兵庫県	円山川	朝来市
60	近畿	28兵庫県	円山川	朝来市
61	近畿	28兵庫県	円山川	養父市
62	近畿	29奈良県	大和・木津川	宇陀郡御杖村
63	近畿	29奈良県	大和・木津川	宇陀市
64	近畿	29奈良県	大和・木津川	天理市
65	近畿	29奈良県	大和・木津川	天理市
66	近畿	29奈良県	大和・木津川	奈良市
67	近畿	29奈良県	北山・十津川	吉野郡十津川村
68	近畿	29奈良県	北山・十津川	吉野郡十津川村
69	近畿	29奈良県	北山・十津川	吉野郡十津川村
70	近畿	29奈良県	吉野	吉野郡東吉野村
71	近畿	29奈良県	吉野	吉野郡吉野町
72	近畿	29奈良県	吉野	吉野郡川上村
73	近畿	30和歌山県	紀南	西牟婁郡白浜町
74	近畿	30和歌山県	紀南	田辺市
75	近畿	30和歌山県	紀南	田辺市
76	近畿	30和歌山県	紀南	田辺市
77	近畿	30和歌山県	紀南	東牟婁郡古座川町
78	近畿	30和歌山県	紀南	東牟婁郡古座川町
79	近畿	30和歌山県	紀南	東牟婁郡古座川町
80	近畿	30和歌山県	紀北	海南市
81	近畿	30和歌山県	紀中	有田郡有田川町
82	近畿	30和歌山県	紀中	日高郡日高川町
83	近畿	30和歌山県	紀中	日高郡印南町
84	近畿	30和歌山県	紀中	日高郡印南町
85	近畿	30和歌山県	紀中	日高郡日高川町
86	近畿	30和歌山県	紀中	有田郡有田川町清水町

別紙2 国有林調査箇所  
(ア)机上調査

ブロック	都道府県	計画区	調査箇所数	都道府県	計画区	調査箇所数
近畿	24 三重		26	28 兵庫		21
		080_伊賀	1		089_加古川	3
		081_北伊勢	1		090_揖保川	13
		082_南伊勢	9		091_円山川	5
		083_尾鷲熊野	15	29 奈良		3
	25 滋賀		4		093_北山・十津川	2
		084_湖北	2		094_吉野	1
		085_湖南	2	合 計		55
	26 京都		1			
		086_由良川	1			

(イ)現地調査  
調査プロット

No.	調査ブロック	都道府県	計画区名称	森林管理局	森林管理署
1	近畿	24三重	伊賀	近畿中国	三重森林管理署
2	近畿	24三重	尾鷲熊野	近畿中国	三重森林管理署
3	近畿	24三重	尾鷲熊野	近畿中国	三重森林管理署
4	近畿	24三重	尾鷲熊野	近畿中国	三重森林管理署
5	近畿	24三重	尾鷲熊野	近畿中国	三重森林管理署
6	近畿	24三重	尾鷲熊野	近畿中国	三重森林管理署
7	近畿	25滋賀	湖北	近畿中国	滋賀森林管理署
8	近畿	25滋賀	湖南	近畿中国	滋賀森林管理署
9	近畿	26京都	由良川	近畿中国	京都森林管理事務所
10	近畿	28兵庫	加古川	近畿中国	兵庫森林管理署
11	近畿	28兵庫	揖保川	近畿中国	兵庫森林管理署
12	近畿	28兵庫	揖保川	近畿中国	兵庫森林管理署
13	近畿	28兵庫	円山川	近畿中国	兵庫森林管理署
14	近畿	28兵庫	円山川	近畿中国	兵庫森林管理署
15	近畿	29奈良	北山・十津川	近畿中国	奈良森林管理事務所